

新旧対照表

● 普通預金規定			
	改定前	改定後	備考
	3. (証券類の受入) (1)～(4)略 (5)証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、 店頭掲示の 代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	3. (証券類の受入) (1)～(4)略 (5)証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、 当行所定の方法により表示する 代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	下線部変更
	4. (振込金の受入) (1)略 (2)この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。	4. (振込金の受入) (1)略 (2)この預金口座への振込について、振込通知 または支払指図 の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。	下線部追加
	7. (利息) (1)この預金の利息は、毎日の最終残高(受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の第3土曜日に次ぐ日曜日の翌営業日に、 店頭 に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。 (2)略	(1)この預金の利息は、毎日の最終残高(受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の第3土曜日に次ぐ日曜日の翌営業日に、 当行所定の方法により 表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。 (2)略	下線部変更
	8. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (1)通帳や 印鑑 を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに 書面によって 当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。	8. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (1)通帳や 印章 を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに 当行所定の方法により 当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。	下線部変更
	9. (成年後見人等の届出) (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。 (2)～(5)略	9. (成年後見人等の届出) (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。 預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様に届出てください。 (2)～(5)略	下線部追加
	10. (印鑑照合等) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。	10. (印鑑照合) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影 (または署名) を届出の印鑑 (または署名鑑) と相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。	下線部削除・追加

新旧対照表

● 普通預金規定			
	改定前	改定後	
	<p>15. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (1)略</p> <p>(2)相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序を指定のうえ、通帳は届出印を押印してただちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。 以下 略</p> <p>(3)～(5)略</p>	<p>15. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (1)略</p> <p>(2)相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序を指定のうえ、通帳は届出印を押印してただちに当行に提出してください。(リーフロの場合は通帳の提出は不要です。)。(ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。 以下 略</p> <p>(3)～(5)略</p>	備考
	<p>17. (規定の改定) この規定を改定する場合は、改定内容を当行本支店の窓口での掲示またはホームページへの掲載等にて告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。</p>	<p>17. (規定の変更) (1)この規定の各条項その他の条件は、民法第548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始時から適用されるものとします。</p>	下線部変更